

入札説明書

わんぱくの森運営体制づくり
支援業務委託

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

令和7年10月14日千葉市公告第804号により公告した「わんぱくの森運営体制づくり支援業務委託」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

わんぱくの森運営体制づくり支援業務委託

(2) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 委託場所

千葉市中央区千葉港1番1号

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者で、業種「(大分類) 調査・計画」で登録している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年10月21日（火）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

郵送による場合は、前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 提出場所

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

(3) 提出方法

持参または書留郵便

(4) 確認通知

令和7年10月24日（金）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を通知する。

4 仕様書に関する質問について

質問がある場合は、「質問回答書」の様式に必要事項を記入し、後記8の契約事務担当課の電子メールに送付すること。

(1) 受付期間

令和7年10月14日（月）～令和7年10月21日（火）午後5時00分まで

(2) 回答方法

令和7年10月24日（金）までに千葉市のホームページで公表する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年10月30日（水）午後2時30分

場所 千葉市役所 新庁舎高層棟7階 廃棄物施設整備課

(2) 入札方法

入札者は、入札書等を二重封筒（内封筒及び外封筒）により、令和7年10月30日（水）午後2時00分までに郵送または持参により提出すること。

内封筒には必ず、委託名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。

入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、一切の諸経費等を含めて見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 積算内訳書

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者の中、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状を提出すること。)

7 再度入札の実施

(1) 開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。

再度入札を行う際には、電子メール等により通知する。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者、初回の入札で無効とされた者又は、最低制限価格を設けた入札において、初回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

電話 043-245-5399

FAX 043-245-5667

e-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

10 その他

(1) 契約締結について

この入札及び開札により落札者が決定した場合には、当該落札者は速やかに契約締結の手続きを行うものとする。